

鳴立庵の設置、管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鳴立庵の設置、管理等に関する条例(昭和62年大磯町条例第6号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 町長は、条例第3条の規定により指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)を指定しようとするときは、対象となる事業者を公募するものとする。ただし、特別の事由があると認められるときは、この限りでない。

全部改正[平成27年規則17号]

(指定管理者の指定の申請書類)

第3条 条例第5条第2項の規則で定める申請書は、鳴立庵指定管理者指定申請書(第1号様式)とする。
2 条例第5条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 鳴立庵の管理に係る収支計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前年度における経営状況を説明する書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前年度における事業内容を説明する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

全部改正[平成27年規則17号]

(事業報告書に定める事項等)

第4条 条例第9条の規則で定める日は、4月30日とする。

2 条例第9条の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 指定管理業務に係る経費等の収支状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

全部改正[平成27年規則17号]

(開庵時間)

第5条 鳴立庵の開庵時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて同項に規定する開庵時間を変更することができる。

全部改正[平成27年規則17号]

(休庵日)

第6条 鳴立庵の休庵日は、毎年12月29日から翌年1月3日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて同項に規定する休庵日を変更することができる。

全部改正[平成27年規則17号]

(利用及び入庵の申請)

第7条 条例第12条の規定により利用の承認を得ようとするものは、鳴立庵利用申請書(第2号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間は、その利用しようとする日(以下「利用日」という。)の属する月の2か月前の月の初日から利用日の7日前までとする。ただし、指定管理者が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の規定による申請の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

4 条例第14条の規定により入庵の承認を得ようとするものは、入庵の際、口頭により指定管理者に申請しなければならない。

全部改正[平成27年規則17号]

(利用及び入庵の承認)

第8条 指定管理者は、前条第1項の規定による申請があった場合において、その利用を承認するときは鳴立庵利用承認通知書(第3号様式)により、その利用を承認しないときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により利用の承認を受けた者が、その後において利用の取りやめ又は利用の変更をしようとするときは、速やかに指定管理者にその旨を申し出なければならない。

3 条例第14条の入庵の承認は、入庵料の収納をもってなされたものとみなす。

全部改正[平成27年規則17号]

(利用の承認の取消し)

第9条 指定管理者は、条例第13条の規定により条例第12条第1項の規定による利用の承認を取り消すときは、鳴立庵利用承認取消通知書(第4号様式)により当該利用の承認を受けた者に通知するものとする。

全部改正[平成27年規則17号]

(利用の時間)

第10条 条例第12条第1項の規定による利用の時間は、午前9時から午後4時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めるときは、町長の承認を受けて同項に規定する利用の時間を変更することができる。

追加[平成27年規則17号]

(利用料金の減免)

第11条 条例第16条に規定する町長が利用料金を減額し、又は免除することを承認する場合及びその額は、次のとおりとする。

- (1) 町、神奈川県又は国が公用のために利用する場合 免除
- (2) 町との共催による行事等で利用する場合 利用料金の2分の1に相当する額の減額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合 町長が定める額の減額又は免除

2 利用料金の減額又は免除を受けようとするものは、条例第12条第1項の規定による利用の場合にあっては第7条第1項の規定による申請の際に、入庵の場合にあっては入庵する日の7日前までに鳴立庵利用料金減免申請書(第5号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

追加[平成27年規則17号]

(利用料金の還付)

第12条 条例第17条に規定する町長が利用料金の全部又は一部を還付することを承認する場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第13条に規定する施設利用者又は条例第14条に規定する入庵者の責めによらない理由により利用することができなくなったとき。
- (2) 利用日の3日前までに第8条第2項の規定による利用の取りやめの申出があった場合において、町長が特別な理由があると認めるとき。

2 条例第17条の規定により施設利用者が利用料金の還付を受けようとするときは、鳴立庵利用料金還付申請書(第6号様式)により指定管理者に申請しなければならない。

追加[平成27年規則17号]

(町長による管理運営)

第13条 条例第18条に規定する町長が鳴立庵の運営管理を行うときの条例の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える条例の規定	読替え前	読替え後
第12条(見出しを含む。)、第13条(見出しを含む。)及び第15条	利用	使用
第12条(見出しを含む。)、第13条(見出しを含む。)、第14条(見出しを含む。)及び第15条(第2項を除く。)	承認	許可
第12条から第14条まで、第15条(第2項を除く。)、第16条及び第17条	指定管理者	町長
第13条、第15条及び別表第1	施設利用者	施設使用者
第15条(見出しを含む。)、第16条(見出しを含む。)及び第17条(見出しを含む。)	利用料金	使用料
第15条	入庵に係る料金	入庵料
第15条	の範囲内で、指定管理者が町長の承認を得て定める。	とする。
第16条及び第17条	町長の承認を得て	規則で

2 町長が鳴立庵の運営管理を行うときのこの規則の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規則の規定	読替え前	読替え後
第5条から第12条まで	指定管理者	町長
第5条、第6条及び第10条	必要があると認めるときは、町長の承認を受けて	必要があると認めるときは
第7条(見出しを含む。)、第8条(見出しを含む。)、第9条(見出しを含む。)、第10条(見出しを含む。)、第11条、第12条及び第2号様式から第6号様式まで	利用	使用
第7条、第8条(見出しを含む。)、第9条(見出しを含む。)及び第2号様式から第4号様式まで	承認	許可
第7条、第2号様式及び第5号様式	鳴立庵利用申請書	鳴立庵使用申請書
第8条及び第3号様式	鳴立庵利用承認通知書	鳴立庵使用許可書
第9条及び第4号様式	鳴立庵利用承認取消通知書	鳴立庵使用許可取消通知書

第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、第2号様式及び第3号様式	利用料金	使用料
第11条及び第5号様式	鷗立庵利用料金 減免申請書	鷗立庵使用料減 免申請書
第12条及び第6号様式	鷗立庵利用料金 還付申請書	鷗立庵使用料還 付申請書
第12条	施設利用者	施設使用者
第2号様式から第6号様式まで	指定管理者	大磯町長
第5号様式及び第6号様式	施設の利用に係 る料金	使用料
第5号様式	入庵に係る料金	入庵料

追加〔平成27年規則17号〕

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

追加〔平成27年規則17号〕

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(平成元年2月28日規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成11年9月30日規則第18号)

この規則は、平成11年10月1日から施行する。(後略)

附 則(平成27年4月1日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鷗立庵の設置、管理等に関する条例施行規則の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、改正後の鷗立庵の設置、管理等に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定によってなされたものとみなす。

(準備行為)

3 指定管理者の指定に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、新規則の例により行うことができる。

第1号様式(第3条関係)

鳴立庵指定管理者指定申請書

年 月 日

大磯町長 殿

[申請者]

事務所の所在地

法人又は団体の

名 称

代 表 者 氏 名

⑩

連 絡 先 (電話)

鳴立庵の設置、管理等に関する条例第5条の規定により、鳴立庵の指定管理者の指定を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

【添付書類】

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (4) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本又は登記事項証明書
- (5) 申請の日の属する事業年度の前年度における経営状況を説明する書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前年度における事業内容を説明する書類
- (7) 上記に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

全部改正〔平成27年規則17号〕

第2号様式(第7条関係)

鳴立庵利用申請書

年 月 日

指定管理者 殿

団体名

代表者名

連絡者名

住所

住所

連絡先

連絡先

次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用時間数・日数 ※準備・片付けを含む。	<input type="checkbox"/> 句会、講演会、講座等 時間
	<input type="checkbox"/> 展示、展覧会等 日
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 道場 <input type="checkbox"/> 控室 <input type="checkbox"/> 茶室 <input type="checkbox"/> 庭園
利 用 予 定 人 数	男 人 女 人 合計 人
利 用 目 的	
利 用 料 金	既定の利用料金 円 営利目的 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	減 免 の 有 無 <input type="checkbox"/> 有 (減免申請書(第5号様式)を添付) <input type="checkbox"/> 無
	減 免 ・ 加 算 額 円
	利用料金合計 円

上記の申請について、次のとおり決定してよろしいか。

決裁欄		受付年月日	年 月 日
		決裁年月日	年 月 日
		承認年月日	年 月 日
決定区分	利 用	<input type="checkbox"/> 承認する <input type="checkbox"/> 承認しない	承認番号 第 号
	減 免	<input type="checkbox"/> 減免なし <input type="checkbox"/> 減額する (円) <input type="checkbox"/> 免除する	
	加 算	<input type="checkbox"/> 加算なし <input type="checkbox"/> 加算する (円)	
	利用料金	既定の利用料金	円
減免・加算額		円	
利用料金合計		円	
承認条件			
備 考			

※ 太線の中のみ記入してください。

全部改正[平成27年規則17号]

第3号様式(第8条関係)

鳴立庵利用承認通知書

承認番号 第 号
年 月 日

団体名
代表者名

様

指定管理者

回

次のとおり承認します。

利 用 日 時	年 月 日 ()	時 分	から
	年 月 日 ()	時 分	まで
利用時間数・日数 ※準備・片付けを含む。	<input type="checkbox"/> 句会、講演会、講座等	時間	
	<input type="checkbox"/> 展示、展覧会等	日	
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 道場	<input type="checkbox"/> 控室	<input type="checkbox"/> 茶室 <input type="checkbox"/> 庭園
利 用 予 定 人 数	男 人	女 人	合計 人
利 用 目 的			
利 用 料 金	既定の利用料金	円	
	利 用 料 金 の 減 免 ・ 加 算	<input type="checkbox"/> 減免・加算なし <input type="checkbox"/> 減額 (円)	
		<input type="checkbox"/> 免除 <input type="checkbox"/> 加算 (円)	
	減 免 ・ 加 算 額	円	
	利 用 料 金 合 計	円	
承 認 条 件			
備 考			

全部改正〔平成27年規則17号〕
第4号様式(第9条関係)

鳴立庵利用承認取消通知書

年 月 日

団体名

代表者名

様

指定管理者

園

次のとおり承認を取り消します。

利用承認を受けた者	団体名 住所 代表者 連絡先
承認番号	第 号 (年 月 日付け)
利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利用施設	<input type="checkbox"/> 道場 <input type="checkbox"/> 控室 <input type="checkbox"/> 茶室 <input type="checkbox"/> 庭園
取消理由	

鳴立庵利用料金減免申請書

年 月 日

指定管理者 殿

団体名

代表者名

住所

連絡先

連絡者名

住所

連絡先

次のとおり申請します。

施設の利用に係る料金の減免	利用日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	利用目的	
	既定の施設の利用に係る料金	円 ※鳴立庵利用申請書(第2号様式)の額を記載
	申請内容	<input type="checkbox"/> 減額 (円) <input type="checkbox"/> 免除
	申請理由	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 町との共催 <input type="checkbox"/> その他 ()
入庵に係る料金の減免	入庵日時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
	入庵者数	大人 町内 人 町外 人 合計 人
		小人 町内 人 町外 人 合計 人
	既定の入庵に係る料金	円
	申請内容	<input type="checkbox"/> 減額 (円) <input type="checkbox"/> 免除
申請理由	<input type="checkbox"/> 公用 <input type="checkbox"/> 町との共催 <input type="checkbox"/> その他 ()	

全部改正〔平成27年規則17号〕

第6号様式(第12条関係)

鳴立庵利用料金還付申請書

年 月 日

指定管理者 殿

団体名

代表者名

連絡者名

住所

住所

連絡先

連絡先

次のとおり申請します。

利 用 日 時	年 月 日 () 時 分から 年 月 日 () 時 分まで
利 用 施 設	<input type="checkbox"/> 道場 <input type="checkbox"/> 控室 <input type="checkbox"/> 茶室 <input type="checkbox"/> 庭園
既納の施設の利用 に係る料金	
還付を受けようと する額	
還 付 の 理 由	

追加〔平成27年規則17号〕